

山梨県公報

号外第二十四号

平成二十一年

三月三十一日

火 曜 日

目 次

国土利用計画	一
山梨県職員等の給与の特例に関する条例第一条第一項第一号の規定に基づき知事が定める者	一四
山梨県条例第六十六条の二第二項の規定に基づき知事が定める提出期限の一部を改正する告示	一四
山梨県建築基準法施行条例別表第一の四の項の規定により知事が指定する区域の一部改正	一四
山梨県建築基準法施行条例別表第一の二の項、六の項及び七の項の規定により知事が指定する区域の一部改正	一四
都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示の一部改正	一四
平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	一四
訓 令	
山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令	一九
職員等の駐在に関する規程の一部を改正する訓令	一九
山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令	一九
庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令	二〇
山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令	二二
山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令	二二
山梨県職員勤務規程の一部を改正する訓令	二三
山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	二三
出先機関庁舎管理規程の一部を改正する訓令	二五
山梨県公印規程の一部を改正する訓令	二五
山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	二六

告 示

山梨県告示第百十八号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第七条第一項の規定により次のとおり国土利用計画（山梨県計画）を定めたので、同条第五項の規定により公表する。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

国土利用計画（山梨県計画）

前 文

近年、本県を取り巻く社会経済情勢は、人口減少社会の到来や社会・経済のグローバル化の進展、情報通信技術のさらなる高度化など、様々な時代の潮流が複雑にからみあう中、急激に変化しつつある。

また、地球温暖化の進行やそれに伴う自然災害の増加などが世界規模で問題となる中、循環と共生を重視した県土利用にあわせ、安全で暮らしやすい県土利用への要請が一層高まっている。

一方、バブル経済崩壊後、下落し続けてきた国内の地価は、大都市圏を中心に上昇へと転ずる動きが見られるようになったものの、県内では、依然として下落傾向が続いており、土地需要が低迷する中、農業地域における耕作放棄地の増加、中心市街地の空洞化等、様々な土地問題が発生し、県土の管理水準の低下などが懸念されている。

この計画は、こうした時代の潮流や変化に対応するとともに、将来を展望する中、国土利用計画法第七条の規定に基づき、山梨県の区域における国土（以下、「県土」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものである。

また、この計画は、県の総合計画と整合を図るとともに、国が定める国土の利用に関する計画（以下、「全国計画」という。）を踏まえ策定するものであり、市町村が定める国土の利用に関する計画（以下、「市町村計画」という。）及び山梨県土地利用基本計画等県土利用に関する諸計画の基本となるものである。

1 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用の基本方針

ア 県土利用の基本理念

先人のたゆみない努力によって守り育てられた県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、よりよい形で未来へと引き継ぐべき資産である。

このため、県土の利用については、公共の福祉を優先させ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を十分に踏まえながら、県民が、真の豊かさや暮らしやすさを実感できる健康で文化的な生活環境の確保を図るとともに、県土の均衡ある発展や持続可能な県土づくりを目指し、総合的かつ計画的に行わなければならない。

イ 県土利用をめぐる条件の変化
ならない。

今後の県土の利用を計画するに当たっては、県土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮し、土地需要の調整、効率的利用の観点から引き続き県土の有効利用を進めるとともに、安全性、暮らしやすさなどに着目し、県土利用の質的向上を図る必要がある。

(ア) 人口減少時代の中、本県の人口も年々、わずかずつながら減りつつある。しかしながら、本県は、東京圏に隣接する有利な立地条件にあわせ、緑豊かな森林や豊富な温泉、美味しい果物やワインなど、人々の心につながるおいをもたらず数多くの地域資源を有していることから、二地域居住を志向する人々や「健康」「癒し」を求める人々等による交流人口の増加が見込まれている。

(イ) また、中部横断自動車道や圏央道をはじめとする首都圏における広域的な高速道路網の整備が進むとともに、超電導磁気浮上式鉄道による中央新幹線（以下「リニア中央新幹線」という。）の早期実現に向けた取り組みの進展など、新たな高速交通時代が目前に迫る中、様々な高速交通基盤の結節点となる本県は、我が国の人流、物流の拠点として発展していく可能性がより高まっている。

(ウ) また、少子化による人口減少と高齢化が同時に進行するとともに、中心市街地の衰退傾向が続く中、また、都市経営コストの最適化、環境の負荷の低減、高齢者の移動の利便性確保等からも、都市を郊外へと拡大させ人口増加を図ってきた従来の都市政策を転換し、都市機能の拡散を抑え、都市基盤などの既存ストックが確保されている中心市街地などに都市機能を集約したまちづくりを進めることが求められている。

(エ) また、社会経済諸活動については、東アジアの急速な経済成長への対応が求められるとともに、情報通信技術の発達、新産業分野の成長などが見通され、県内各地の成長力や競争力の強化につながる基盤整備が求められている。

(オ) 一方、本県は、急峻な地形が多く、ぜい弱な地質のため、自然災害の危険地域が点在している。また、近年、都市化の進展等に伴い、住宅地や工業用地等が周辺の山地にまで拡大しているため、土砂災害の危険性が増大し、さらに東海地震などの大規模地震や富士山噴火の発生も危惧され、災害に強い安全な県土づくりへの要請が一層高まっている。

(カ) また、農用地や森林は、とりわけ中山間地域において、農林業従事者の減少・高齢化、過疎化の進行等により、その管理水準の低下が懸念されている。

このため、食料等の生産のほか、県土保全や自然環境の保全など農用地で農業生産活動を行うことにより生ずる多面的機能や森林の有する公益的機能を確

保する観点から、耕作放棄地の解消や優良農用地の保全、森林の整備等への対応が求められている。

(キ) 他方、地球温暖化が進行し温室効果ガス排出削減が急務となる中、地球規模での生態系の危機等、自然の物質循環への負荷の増大に伴って生じる諸問題が発生している。

また、東アジアの経済成長に伴う資源制約の高まりや我が国の消費資源の安定確保に係る懸念等が存在する。

さらに、大気汚染や水質の汚濁、ごみの増加など身近なところでも、都市・生活型の環境問題が大きな課題となっており、環境に対する県民意識も一層高まっている。

このため、県土の利用に当たっては、長期的な視点に立つて循環と共生を重視した利用を基本とすることが求められている。

(ク) また、美しい農山村や落ち着いた都市の景観の毀損、生活環境や自然環境の悪化などが懸念される一方、良好な街並みの形成や里山山の保全・再生、自然とのふれあいや心の豊かさ等に対する志向が高まっている中、安全面や環境面も含め、人の営みと自然の営みの調和を図ることにより、美しくゆとりある県土利用をさらに進めていくことが求められている。

(ケ) さらに、郊外に大規模集客施設が立地される一方、既存中心市街地では空き店舗等が増加するなど、特定の土地利用が他の土地利用と相互に係る状況が見られる中、県土利用について総合的な観点からマネジメントを行っていくことの重要性が高まっている。

ウ 計画期間における課題

この計画においては、県土利用をめぐる条件の変化等を踏まえ、産業の活力と交流を支える県土利用、安全で暮らしやすい県土利用、循環と共生を重視した県土利用を持続可能な県土づくりを進める上での基本的課題としてとらえ、県土の利用目的に応じた区分ごとの個々の土地需要の量的な調整を図りながら、県土の有効利用の促進及び適正な保全を図りつつ、質的向上をより一層積極的に推進するものとする。

なお、県土利用の総合的なマネジメントに関しては、土地利用の影響が広域に及ぶことを踏まえ、地域において総合的な観点で土地利用の基本的な考え方についての合意形成を図るとともに、それぞれの実情に即して土地利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組んでいくことが必要である。

(ア) 産業の活力と交流を支える県土利用
a 国内外との交流の活発化を図り、豊かさを実感できる県土づくりを進めて

いくためには、その基盤となる中部横断自動車道、リニア中央新幹線などの高速交通網やそれらと連携する地域内交通網の整備が重要である。

また、交通体系の整備とあわせて、人、物、情報の活発な交流を促すため、中心市街地の活性化や都市機能が集約した多くの人にとって暮らしやすい市街地の形成を図るとともに、物流拠点や情報発信拠点の形成、農山村における都市住民との交流の場づくり、二地域居住に対応した場の整備などを積極的に進める必要がある。

さらに、経済のグローバル化をはじめとする急激な社会経済情勢の変化に的確に対応できる活力ある産業を育成するため、新産業創出への支援、優良企業の誘致等を推進するとともに、農林業の振興や山梨ブランドの確立などを図る必要がある。

b 産業の活力と交流を支える県土利用に伴う土地需要の量的調整に関しては、まず、人口減少下であっても当面増加する都市的土地利用について、市街地の再開発など土地の高度利用及び低未利用地の有効利用を促進することにより、その合理化、効率化を図る必要がある。

他方、農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある生活環境や心豊かな人間形成の場としての役割に配慮して、適正な保全と活用を図る必要がある。

(1) 安全で暮らしやすい県土利用

a 災害に強い安全な県土づくりのためには、地形、地質及び地域ごとの特性を踏まえた適正な県土の利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方も踏まえ、防災拠点の整備、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、電気、ガス、上下水道、通信、交通等のライフラインの多重化・多元化等を一層進める必要がある。

また、県土面積の八割を占めている森林や平坦地から山間地にまで及び農用地において農業生産活動により得られる県土保全機能等の向上、さらには水系の総合的管理により、県土の安全性を総合的に高めていく必要がある。

b 一方、暮らしやすさを実感できる生活環境の整備に当たっては、「年齢や性別、身体的状況などを問わず、すべての人が快適に暮らせるよう、まちづくりやサービスなどにあらかじめ配慮する」という、ユニバーサルデザインが尊重されることが重要である。

誰もが真の豊かさを実感できるような社会の実現を図るため、将来を担う

子どもたちが健やかに育つ環境の確保、高齢者や障害をもつ人などのニーズに配慮した生活環境の整備を進める必要がある。

(ウ) 循環と共生を重視した県土利用

a 社会経済の発展や生活水準の向上に伴い発生する生活環境問題に対応するため、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rを一層進めるなど、循環型社会の構築を行う必要がある。

また、自然環境は、地形、地質、気象、水、大気、土壌、動植物等、様々な要素で構成されており、これらは、相互に密接不可分の関係にある。特に、本県においては、動植物などが多様性に富み、豊かで固有の自然環境を形成していることが特徴であり、それらを保全・再生する必要がある。

これらを踏まえ、人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水循環と土地利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、生物の多様性が確保された自然の保全・再生・創出を図ることにより、自然のシステムにかなつた循環と共生を重視した県土利用を進めていく必要がある。

b 美しくゆとりある県土利用を進めるためには、人の営みと自然の営みが織りなす調和の取れた環境を財産ととらえ、地域が主体となってその質を総合的に高めていくことが重要である。

このため、都市においては、緑地空間や水辺空間の確保、土地利用の高度化等により、ゆとりある都市環境を形成し、農山村においては、地域の活性化を図りつつ、緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的、社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成などを図る必要がある。

(2) 地域類型別の県土利用の基本方向

都市、農山村、自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。

なお、地域類型別の県土利用に当たっては、各地域類型を別個にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携など、それぞれの関係性を考慮することが重要である。

ア 都市

市街地については、少子高齢化の進行と人口減少に伴い、全体的、長期的に、開発への志向、需要は低下していくことが見通される。

これを環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成の好機ととらえ、二酸化炭素排出抑制型の都市構造や集約型都市構造なども視野に入れ、都市における環境を安全かつ健全でゆとりあるものとし、あわせて社会経済諸活動を取り巻く状

況の変化に適切に対応できるようにすることが重要となっている。

このため、中心市街地等における都市機能の集積やアクセンビリティの確保を推進しつつ、既成市街地においては、再開発等により、土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。

市街化を図るべき地域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に良好な市街地等の整備を進める。

また、都市間の広域的な交通体系を整備することにより、拠点性を有する複数の都市や周辺農山村の相互の機能分担、交流・連携を促進し、効率的な土地利用を図る。

なお、新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とする。

また、都市の整備に当たっては、自然・生活条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用への誘導、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。

あわせて、住居系、商業系、工業系等の多様な機能をバランスよく配置すること、健全な水循環系の構築や資源・エネルギー利用の効率化に配慮した整備を行うこと、ヒートアイランド現象を改善するため緑地等を効率的に配置することなどにより、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図る。

さらに、歴史的遺産の保全や美しく良好な街並み景観の形成、豊かな居住環境の創出を図るとともに、快適な都市環境を形成するための緑地や水辺空間の創出と保全を図る。

イ 農山村

農山村については、農畜産物、林産物等の生産の場であるだけでなく、緑や水など豊かな自然環境や美しい景観を有し、農業や森林整備などを通じて水源のかん養、県土の保全など重要な機能を担っている。

このため、県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様な県民ニーズに対応した農林業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等により総合的に就業機会を確保し、活力ある農山村づくりを進める。

このような対応の中、優良農用地及び森林の確保、整備及び総合利用を図るとともに、地域住民を含む多様な主体の参画等により、県土の適切な管理を図る。また、あわせて自然環境と調和した美しい農山村景観や生態系のネットワーク

の維持・形成を図るとともに、都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

特に、農業経営の規模拡大が比較的容易な地域にあつては、生産性の向上に重点を置いて、効率的かつ安定的な農業経営を営む多様な担い手等への農用地の集積を図るとともに、農業生産基盤の整備を図る。

中山間地域など農業等の生産条件等が不利な地域にあつては、生産条件の不利を補正するなどの支援を行うとともに農業生産基盤の整備を図るほか、地域資源の総合的な活用等による地域の活性化を踏まえた土地利用を図る。

また、農地と宅地の混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

ウ 自然維持地域

原始的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、劣化した自然環境の再生をも視野に入れながら、適正に保全する。

その際、野生鳥獣被害や既存生態系の破壊等につながる外来生物の侵入等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等を総合的に図る。

あわせて、適正な管理の下で、エコトリスムの取り組み等、県民誰もが自然に対する理解を深め、自然とふれあい、自然から学ぶことができる場としての利用を図る。

(3) 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。

なお、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、産業の活力と交流を支える県土利用、安全で暮らしやすい県土利用、循環と共生を重視した県土利用といった横断的な観点に十分留意する必要がある。

ア 農用地については、農産物需給に対応する農業生産力の確保を基本とし、県土保全機能、やすらぎ・うるおいの空間、防災の空間機能など公益的役割が十分に発揮できるよう、その管理・整備を計画的に推進する。

このため、生産性の高い農業を目指し、農地の流動化、農業生産基盤整備を推進しつつ、優良農用地、集団的農用地の保全、確保を図る。

また、農用地の適正な保全と管理を通じ、県土保全、防災、さらに、近年の自然志向に対応した多面的機能が効果的に発揮できるよう努める。

なお、省資源・省エネルギーのための技術を取り入れるとともに、生態系及び環境への負荷の低減に配慮した生産活動を推進する。

イ 森林については、「緑の社会資本」といえる森林の恩恵を、後世の人々が享受できるように、より長期的視点に立った森林づくりを推進する。

また、温室効果ガス吸収源対策の着実な実施とともに森林資源の成熟化、世界的な木材の需給動向の変化等を踏まえ、森林の持つ木材生産機能、県土保全機能、水源かん養機能、大気浄化機能等を総合的かつ高度に発揮させるため、その整備と保全を計画的に推進する。

特に、地球温暖化防止対策としては、間伐等の森林整備を行うことにより、適正に管理された森林を拡大し、森林における二酸化炭素の吸収量の確保を推進する。

本県森林の四十六パーセントを占める県有林については、活力ある森林の維持・管理により、県土の保全など森林の公益的機能の充実強化を図るとともに、それぞれの地域にふさわしい施業や事業を通じて地域振興を図る。

また、学術的価値や希少な価値を持つ森林及び亜高山帯の森林等の人為に対して最も弱い植生等については、極力保全に努めるとともに、貴重な森林生態系の適正な維持・管理を図る。

さらに、都市及びその近郊の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図る。

ウ 原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、こうした貴重な自然環境を形成しているものが劣化している場合は再生を図る。

その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

エ 水面・河川・水路については、河川氾濫地域などにおける安全性の確保、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業用排水路の整備等に必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、その改修・整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺空間、防災等のオープンスペース、都市におけるヒートアイランド現象の改善など多様な機能の維持・向上を図る。

オ 道路のうち、一般道路については、県内交通ネットワークを確立し、地域間の交流・連携、県土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

その整備に当たっては、歩行者が安心して歩けるよう歩道を設置するなど安全性、快適性の向上及び道路の持つ防災機能や下水道など公共・公益施設を収容する機能などの発揮に配慮するとともに、周囲の環境や景観の保全に十分配慮する。

また、農道及び林道については、農林業の生産性の向上、農用地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。

その整備に当たっては、自然環境や景観の保全に十分配慮する。

カ 住宅地については、成熟化社会にふさわしい豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から、地域の活性化や定住化への配慮や耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、周囲の土地利用を考慮しつつ、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保とその整備を図る。

また、主として既成市街地においては、環境の保全に配慮しつつ、既存住宅地の高度利用や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。

さらに、子どもや高齢者、障害をもつ人などに配慮した住まいづくりを進めるとともに、災害に対する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な土地利用を図る。

キ 工業用地については、地域経済の活性化を図るため、環境保全、地域社会及び周辺土地利用との調和に配慮しながら、グローバル化、情報化の進展等に伴う高付加価値化や構造変化、地域資源を重視した工場の立地動向に対応しつつ、産業・物流インフラの整備状況、地域産業活性化の動向等を踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図る。

また、将来性のある優良企業の誘致を図るため、企業の意向を十分把握した上で、立地場所の選定、土地利用調整などを進める。

ク その他の宅地（事務所・店舗用地等）については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、中心市街地における都市福利施設の整備や商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保とその整備を図る。

また、郊外の大規模集客施設については、中心市街地の機能低下など都市構造

への広域的な影響や地域の合意形成、地域の景観との調和を踏まえた適正な立地を図る。

ケ 以上のほか、文教施設、公園緑地、環境衛生施設、厚生福祉施設、交通施設等の公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性、ニーズの多様化、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、環境の保全、地域バランス、広域的活用等に配慮して、必要な用地の確保を図る。

また、その整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設活用に配慮するとともに、都市機能を中心市街地に集約させる観点から、空き店舗等の再生利用や街なか立地に配慮する。

新しい高速鉄道システムの実用化に向け、山梨リニア実験線の技術開発の取り組みを促進するとともに、リニア中央新幹線の整備を視野に入れ、県全体の将来を展望した県土づくりに努める。

コ レクリエーション用地については、県民の価値観の多様化や国際観光の振興、自然とのふれあい志向の高まり等に対応するとともに、手軽なスポーツ活動や健康づくりが進められるよう、適切な整備に努める。

また、その整備に当たっては、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案するとともに、有効利用の観点から、農用地、森林、河川等の余暇空間としての複合的利用や施設の適切な配置と広域的な利用に配慮する。

サ 低未利用地のうち、都市の低未利用地については、再開発用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地等としての再利用を図り、農山村における耕作放棄地については、解消に向けて、所有者等による適切な管理に加え、多様な管理主体による直接的・間接的な活用など、地域の実情や立地条件に応じた有効利用の促進を図る。

2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画の目標年次は、平成二十九年とし、基準年次は平成十七年とする。

イ 県土の利用に関して基礎的な前提となる平成二十九年の人口は、およそ八十四万五千人、世帯数は、およそ三十三万七千世帯と想定する。

ウ 県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。

エ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来における人口及び経済の見通しを前提とし、用地原単位等を基に必要な面積を予測し、土地利用の実態との調整の上、定めるものとする。

オ 県土の利用構想に基づく平成二十九年の利用区分ごとの規模の目標は、次表の

とおりである。

なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%)

利用区分等	平成17年	平成29年	構成比	
			平成17年	平成29年
農用地	25,911	24,800	5.8	5.6
農地	25,900	24,790	5.8	5.6
採草放牧地	11	10	0.0	0.0
森林	345,881	345,200	77.5	77.3
原野	1,971	1,970	0.4	0.4
水面・河川・水路	9,256	9,200	2.1	2.1
道路	10,889	11,720	2.4	2.6
宅地	17,605	18,490	3.9	4.1
住宅地	10,809	11,390	2.4	2.6
工業用地	1,177	1,250	0.3	0.3
その他の宅地	5,619	5,850	1.3	1.3
その他	35,024	35,160	7.8	7.9
合計	446,537		100.0	
市街地	6,389	6,300	1.4	1.4

- (1) 道路は、一般道路、農道及び林道である。
- (2) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。

(2) 地域別の概要

ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の特性を活かしつつ地域間の均衡ある発展を図る見地から、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用を図るとともに、環境が保全されるよう、適切に対処しなければならない。

イ 地域の区分については、本県における自然的、社会的、経済的諸条件等を勘案して国中地域及び富士・東部地域の二区分とする。

それぞれの地域の範囲は次のとおりとする。

地域の区分	地域の範囲
国中地域	甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡
富士・東部地域	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、南都留郡、北都留郡

ウ 平成二十九年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりである。

(ア) 農用地については、宅地等への転換による減少が見込まれるが、認定農業者の育成、法人化の推進、集落営農組織の立ち上げ等の担い手確保や農地の流動化を進めるとともに耕作放棄地の解消等の施策を講ずることにより、国中地域では約四パーセント減の二万二千百七十七ヘクタール程度、富士・東部地域では約六パーセント減の二千六百三十九ヘクタール程度となる。

(イ) 森林については、宅地・工場事業場や道路等への転用が見込まれるものの、県土保全と良好な環境の形成を図るとい見地から、活力ある森林の維持・管理に努めることにより、ほぼ横ばいで国中地域二十三万八千七百七十七ヘクタール程度、富士・東部地域十萬七千三百三十九ヘクタール程度となる。

(ウ) 原野については、その保全及び適正な利用を図ることにより、ほぼ横ばいの富士・東部地域千九百七十七ヘクタール程度となる。

(エ) 水面・河川・水路については、ダム建設により水面は増加するものの、水田面積の減少による水路の減少により、ほぼ横ばいの国中地域六千二百三十九ヘクタール程度、富士・東部地域二千九百七十七ヘクタール程度となる。

(オ) 道路については、幹線道路、生活道路等の一般道路、農道及び林道の計画的整備等により、国中地域では約八パーセント増の八千九百三十九ヘクタール程度、富士・東部地域では約七パーセント増の二千七百九十ヘクタール程度となる。

(カ) 宅地のうち住宅地については、当面世帯数が増加することにより国中地域では約五パーセント増の九千八百八十八ヘクタール程度、富士・東部地域では約五パーセント増の二千二百一十ヘクタール程度となる。

工業用地については、企業誘致推進により国中地域では約三パーセント増の千十ヘクタール程度、富士・東部地域では約十九パーセント増の二百四十八ヘクタール程度となる。

その他の宅地（事務所・店舗用地等）については、既存市街地の土地利用の高度化等により、国中地域では約五パーセント増の四千二百一十ヘクタール程度、富士・東部地域では約二パーセント増の千六百五十八ヘクタール程度となる。

(キ) その他については、国中地域では二万五千五百三十九ヘクタール程度、富士・東部地域では九千六百三十九ヘクタール程度となる。

(ク) 市街地の面積については、国中地域ではほぼ横ばいの五千百ヘクタール程度、富士・東部地域では約七パーセント減の千二百一十ヘクタール程度となる。

3

目標を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりである。

これらの措置については、「産業の活力と交流を支える県土利用」、「安全で暮らしやすい県土利用」及び「循環と共生を重視した県土利用」の三つの基本的課題への対応を踏まえ、総合的かつ計画的に実施を図る必要がある。

(1) 公共の福祉の優先

県土の永續性、有限性、基盤性を基本認識として、公共の福祉を優先させるとともに、地域の特性に応じて、適正な土地利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の推進を図る。

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法令等の適切な運用により、土地利用の計画的な調整を行い、秩序ある県土利用の確保を図る。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、本計画及び市町村計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、関係行政機関等相互間の適切な調整を図る。

また、地域の実情に即した適切な市町村計画の策定に資するため、地域の取り組み事例等の情報の共有を促進する。

(3) 産業の活力と交流の基盤となる地域整備施策の推進

ア 地域の持つ多様性や特性を十分活かしつつ、地域間の機能分担と相互の緊密な

交流・連携を図る中、地域の自立・産業の活性化を通じた県土の均衡ある発展を目指すし、地域整備の施策を推進する。

イ 特に、広域的視点に立った対応が求められる課題が増加していることから、これまで以上に、周辺地域との連携、近隣都県との交流や連携を深める中、社会基盤の整備状況などを考慮した計画的な土地利用を進めていく。

また、事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮する。

(4) 県土の保全と安全性の確保

ア 県土の保全と安全性確保のため、水系ごとの治水施設の整備と流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と施設配置との適合性、超過洪水、火山噴火及び地震等への対応に配慮しつつ、土砂災害警戒区域等の指定により適正な土地利用への誘導を図るとともに、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の保全施設の整備を推進する。

イ 食料等の供給に加え、県土の保全、水源かん養等の農業の有する多面的機能を発揮させるため、農道やほ場等の農業生産基盤の整備を進めるとともに、地域の実情に応じた新たな管理主体の育成など、農用地の管理水準の向上を図る。

ウ 森林の持つ県土の保全、水源かん養等の公益的機能の向上を図るため、地域特性に応じて、間伐の推進や針広混交林化等の森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図る。

その際、林内路網や機械化等効率的な作業システムの整備、山村における生活環境の向上、林業の担い手の育成等を図るなど、森林管理のための基礎条件を整備する。

また、森林についての都市住民の理解と参加を促し、上下流一体となった整備を図る。

エ 地域社会の安全性を確保するため、災害に配慮した土地利用への誘導、県土保全施設や地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化、危険地域についての情報の周知等を図る。

特に、水害、山地災害に対する防災対策を推進するとともに、市街地では、防災緑地の確保、避難路の整備及び施設建築物の不燃化を促進するなど、総合的な災害防止対策を講ずる。

さらに、大規模な宅地開発等に当たっては、総合的な土地利用調整を行うなど、防災対策に十分配慮し、適正かつ計画的な土地利用を図る。

(5) 環境の保全と美しい県土の形成

ア 低炭素社会の構築を目指すとともに、良好な大気環境の保全、都市におけるヒ

ートアイランド現象の改善を推進するため、太陽光、バイオマス等の新エネルギーの導入、公共交通機関の利用促進や二酸化炭素の発生を抑制する円滑な交通体系の構築など、地域・都市構造や交通システム、さらには経済社会システムの形成の観点から、環境負荷の低減に向けた土地利用を図る。

また、生活環境の保全を図るため、住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導、工場立地及び市街地整備等における緑地の確保、交通施設周辺における緑地帯の設置等、環境の整備を推進する。

さらに、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑の適切な保全・整備を図る。

イ 農用地や森林の適切な維持管理、汚水処理施設による適切な処理、下水処理水等の効果的利用、水辺地等の保全による河川・湖沼の自然浄化能力の維持・回復等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の構築を図る。

特に、湖沼等の閉鎖性水域の水質の保全に資するよう、生活排水、工場等の排水による汚濁負荷及び農地等からの面源負荷の削減対策を推進するとともに、流域における緑地の保全その他自然環境の保全のための土地利用制度を適切に運用する。

また、良好な土壌環境の確保に向け、指導や普及啓発など土壌汚染の防止に努める。

ウ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行う広域的・総合的なシステムを構築するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な施設を整備する用地の確保を図る。

また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

エ 美しい県土を形成するため、原生的な自然や野生生物の生息・生育、自然風景、希少性等の観点から見てすぐれている自然については、法律や条例に基づいた規制等により適正な保全を図る。

二次的な自然については、適切な農林業活動や民間・NPO等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。

自然が劣化・減少した地域については、地域の特性に合った自然の再生・創出と保全に努める。

また、これらの取り組みに当たっては、生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止や生態系のネットワークの形成に配慮する。

さらに、野生鳥獣による被害の防止や健全な地域個体群の維持を図るため、科

学的・計画的な保護管理を図る。

オ 美しい山河の保全・再生を図るため、安全・環境・景観に配慮しつつ、総合的な土砂管理の取り組み等を推進する。

また、土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動などに配慮しつつ適切な管理を図る。

カ 歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制を行う。

また、地域特性を踏まえた計画的な取り組みを通じて、都市においては、緑地空間及び水辺空間の積極的な保全・創出、美しく良好な街並みや歴史を伝える街道等の景観形成等により、ゆとりある快適な環境をつくる。農山村をはじめとする自然的地域においては、特色ある田園景観等の維持・形成を図りつつ、森林、農用地等の緑地空間を自然とのふれあいの場として確保する。

キ 良好な環境を確保するため、事業の実施段階において環境影響評価を実施すること、事業の特性を踏まえつつ公共事業等の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、土地利用の適正化を図る。

(6) 土地利用の転換の適正化

ア 土地利用の転換を図る場合には、その必要性や影響の大きさ、土地を一度他の用途に転換すれば再び元の形に戻すことが容易でないことなどに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。

また、転換途上であってもこれらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。

さらに、農林業などに係る自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が増加していることにかんがみ、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とする。

イ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であることから、周辺地域をも含めて事前に十分な調査検討を行い、旱土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。

また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想などの地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備計画等との整合を図る。

ウ 農用地の利用転換を行う場合には、農業経営の安定、食料生産の確保及び地域農業に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮する。

エ 森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。

また、原野の利用転換を行う場合には、自然環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。

オ 農山村等における混住化が進行する地域において、土地利用の転換を行う場合には、良好な生産基盤の整備や住みよい環境づくりを進めるため、無秩序な利用転換を抑制し、住宅地は住宅地としてのまとまりを、農用地は農用地としてのまとまりを確保すること等により、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図る。土地の有効利用の促進

(7)

ア 農用地については、農用地の高度利用を図るため、農業後継者や大規模経営を目指す法人経営体等の育成・確保、農地保有の合理化、農地の流動化を進めるとともに、地域の実情に即して土地改良事業等の農業生産基盤事業を計画的に推進し、果樹産地の再編など優良な農用地として保全・整備する。

また、利用度の低い農用地については、農業生産法人以外の法人のリース方式による農業参入や、地域に適した作目の導入による不作付地の解消等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。

さらに、都市住民の滞在等集客による農業振興や農村地域の活性化に資するため、地域づくりを進め、宿泊施設や市民農園などの農業体験施設の整備を図る。

イ 森林については、公益的機能をより高度に発揮させ、かつ、充実しつつある森林資源の質的向上を図るため、森林の整備、とりわけ、間伐等保育の適切な実施とそのための林内路網の整備・拡充を積極的に進める。

特に、県有林については、管理計画に基づく林地保全、風致保存、林業経営、保健休養等の機能区分に沿って、それぞれの機能向上のための森林施策を行う。

また、美しい景観や、自然とのふれあい、癒しの場として、価値の高い森林については、森林環境教育や野外レクリエーション利用の場としての総合的な利用を図る。加えて、森林の整備を推進する観点から、地域材の利用や木質バイオマスの利活用を促進する。

ウ 水面・河川・水路については、ダムの適正管理や河川整備等により、治水及び利水の機能を高めるとともに、生物の多様な生息・生育環境に配慮するため、多自然川づくりを促進する。

また、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。特に、水路については、農業基盤の整備を計画的に推進し、新たな農業用水の

確保や地域用水としての利活用を図る。

工 一般道路については、高規格道路等の骨格道路網、国県道等の幹線道路や市町村道に至るまで、それぞれの役割に応じて、適切な機能を発揮し得るよう、計画的な道路整備を推進する。

また、広幅員歩道、植樹帯の整備、総合的な渋滞対策等を推進するなど、快適な道路空間の創出を図るとともに、道路の無電柱化を推進して、良好な道路景観の形成を図るなど、道路空間の有効利用に資する。

農道については、農業生産性の向上、農産物流通の合理化、農村の生活環境の向上等に資するよう、幹線道路等の配置を考慮し、その整備を推進する。

林道については、森林の多面的機能の維持、増進を図るとともに、生活環境の改善に資するよう、その整備を推進する。

オ 住宅地については、地域の活性化と定住化に対応し、またユニバーサルデザインを取り入れた快適でゆとりある住まい及び居住環境の整備を推進するとともに、需給に応じた適正規模の公共及び民間による計画的な宅地の供給を促進する。

加えて、空き家等の既存ストックの有効活用や中心市街地における街なか居住の促進、住宅の長寿命化、既存住宅市場の整備を通じて、持続的な土地利用を図る。

特に、都市地域においては、低未利用地の活用等による市街地の再開発、既存建物の更新による土地の高度利用を促進する。

また、防災緑地の確保及び避難路の整備等安全性の向上、子どもや高齢者、障害をもつ人などに配慮したゆとりある快適な環境の確保に努め、その有効利用を図る。

カ 工業用地については、バランスの取れた産業構造を実現するため、製造業をはじめ、エド関連産業や物流拠点、本社機能や研究機関の誘致を推進することとし、情報通信・研究開発インフラ、産業インフラ等の整備を促進するとともに、適地への工場の立地を進める。

その整備に当たっては、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。

特に、地場中小企業の生産基盤の強化や新たな事業活動を促進するための工業用地の整備を推進する。

また、高度な技術を有する企業の誘致を選択的に進めながら、新たな時代にふさわしい第二次産業を育成するため、環境への負荷が少なく、地域に開かれた魅力ある工業用地を確保する。

なお、既存工業団地のうち未分譲のものについては、入居の促進を図る。

キ その他の宅地（事務所・店舗用地等）については、創業や新事業分野開拓など、

中小企業の新たな事業活動推進のために必要となる業務用地の整備を推進する。

国から認定された中心市街地活性化基本計画を推進する市町村と連携し、中心市街地活性化を促進する。

中部横断自動車道の開通などを踏まえ、その効果を活かすための物流や交流の拠点の形成を促進する。

大規模集客施設については、都市計画やまちづくりとの整合に配慮するとともに、設置者からの立地計画の早期届出等の仕組みや大型店の地域貢献促進の仕組みによる施設の立地適正化を推進する。

ク 公用・公共施設用地については、街なかへの立地を進めるため、中心市街地の再開発区域などへの文教施設や国出先機関等の移転・整備を促進する。

ケ 低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用、周辺農地への影響及び環境保全の観点から、地域の実情に応じて、所有者の営農意欲を高める地域に適した作目の導入や、多様な管理主体を育成するなど、農用地等としての活用を積極的に促進する。

また、都市地域における低未利用地については、都市計画制度の適切な運用、土地区画整理事業等の導入、国土利用計画法による遊休土地制度の適切な運用等により、計画的かつ適正な活用を促進する。

さらに、農用地や森林から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には県土の有効利用の観点から優先的に再活用を図る一方、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて、適正な活用を促進する。

コ 限られた県土をより有効に活用するため、生活環境、防災面等に配慮しつつ、道路等と建物等との一体的・立体的整備など、複合的な土地利用を図る。

サ 土地の所有者が良好な土地管理と有効な土地利用を図るよう、定期借地権制度の活用等を促進するなど、啓発・誘導する。

(8) 県土の県民的経営の推進

住民や企業、NPO等の多様な主体が、県土の管理に参加することにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着心の醸成や地域間交流の促進、私有地管理に対する関心の喚起など、適切な県土の利用に資する効果が期待できる。

このため、森づくり活動や農地の保全管理活動への参加、地元農産物や県産材製品の購入、緑化活動に対する寄付など、様々な方法により県土の適切な管理に参画を促進していく、「県土の県民的経営」に向けた取り組みを推進する。

4 県土に関する調査及び計画の進行管理

(1) 県土に関する調査の推進と成果の普及・啓発

長期にわたって県土の自然環境を保全し、地域の特性を活かした土地利用に資するため、地籍調査や土地基本調査など県土に関する基礎的な調査を推進し、調査結果の幅広い活用を図る。

また、県民に県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。

(2) 指標の活用と進行管理

適切な県土の利用に資するため、各種指標を活用する。

また、今後の県土の利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、計画策定より概ね五年後に計画の総合的な点検を行う。

(参考附表)

地域区分別の利用区分ごとの規模の目標

(単位：h a、%)

利用区分等	国中地域				富士・東部地域			
	平成17年	平成29年	構成比		平成17年	平成29年	構成比	
			平成17年	平成29年			平成17年	平成29年
農用地	23,108	22,170	7.3	7.0	2,803	2,630	2.1	2.0
農地	23,097	22,160	7.3	7.0	2,803	2,630	2.1	2.0
採草放牧地	11	10	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
森林	238,637	238,170	75.7	75.5	107,244	107,030	81.8	81.6
原野	2	0	0.0	0.0	1,969	1,970	1.5	1.5
水面・河川・水路	6,236	6,230	2.0	2.0	3,020	2,970	2.3	2.3
道路	8,277	8,930	2.6	2.8	2,612	2,790	2.0	2.1
宅地	13,695	14,390	4.3	4.6	3,910	4,100	3.0	3.1
住宅地	8,711	9,180	2.8	2.9	2,098	2,210	1.6	1.7
工業用地	976	1,010	0.3	0.3	201	240	0.2	0.2
その他の宅地	4,008	4,200	1.3	1.3	1,611	1,650	1.2	1.3
その他	25,461	25,530	8.1	8.1	9,563	9,630	7.3	7.3
合計	315,416		100.0		131,121		100.0	
市街地	5,097	5,100	1.6	1.6	1,293	1,200	1.0	0.9

山梨県告示第百十九号

山梨県職員等の給与の特例に関する条例（平成十七年山梨県条例第百五号）第一条第一項第一号の規定に基づき、管理職手当の支給を受ける者のうち知事が定める者を次のとおり定め、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）別表第十二に規定する支給区分が一種である職を占める者

山梨県告示第百二十号

山梨県県税条例第百六十四条の二第二項の規定に基づき知事が定める提出期限（平成十年九月一日山梨県告示第四百四十九号の二）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

「第百六十四条の二第二項」を「第百十三条の九第二項」に改める。

山梨県告示第百二十一号

山梨県建築基準法施行条例別表第一の四の項の規定により知事が指定する区域（平成六年山梨県告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

「山梨県県土整備部建築指導課」を「山梨県県土整備部建築住宅課」に改める。

山梨県告示第百二十二号

山梨県建築基準法施行条例別表第一の二の項、六の項及び七の項の規定により知事が指定する区域（平成七年山梨県告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

「山梨県県土整備部建築指導課」を「山梨県県土整備部建築住宅課」に改める。

山梨県告示第百二十三号

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示の一部を改正する告示

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示（平成十六年山梨県告示第九十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「山梨県県土整備部建築指導課」を「山梨県県土整備部建築住宅課」に改める。

附則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県告示第百二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の五第一項の規定に基づき、平成二十一年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

1 令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者

2 令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないことができる者

3 営業に關し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

4 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き一年以上営業を営んでいない者

二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、物品等競争入札参

二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、物品等競争入札参

加資格審査申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(一) 営業経歴書（第二号様式）

(二) 法人の登記事項証明書（法人の場合）

(三) 身分証明書（個人の場合）

(四) 印鑑証明書

(五) 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）

(六) 納税証明書（申請書提出日直前の県税及び消費税に係るもの）

(七) 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状

(八) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面

(九) 誓約書（第三号様式）

2 申請書及び添付書類は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇 八五〇一）山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号（電話〇五五 二二三 一三九五）にあらかじめ連絡の上持参すること。

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を認定した日から平成二十二年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 代表者又は代理人

3 所在地又は住所

4 印鑑

5 その他営業に関し重要な事項

五 資格の取消し

知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。

1 一の1から4までのいずれかに該当することとなつたとき。

2 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続

県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書を提出すること。

物品等競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 横内正明 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成21年度において山梨県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札の参加資格に関する審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び当該事項に変更が生じた場合には速やかに届け出ることを誓約します。

添付書類

- 1 営業経歴書（第2号様式）
- 2 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- 3 身分証明書（個人の場合）
- 4 印鑑証明書
- 5 財務諸表（法人にあっては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
- 6 納税証明書（申請書提出日の直前の県税及び消費税に係るもの）
- 7 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- 8 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
- 9 誓約書（第3号様式）
- 10 口座振替依頼書
- 11 返信用封筒（80円切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者まで記載）

誓 約 書

申請者は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- 2 次のいずれかに該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当の理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) (1) から(5) までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

平成 年 月 日

山梨県知事 横内 正明 殿

申請者

印

営 業 経 歴 書

※ 業種区分

① フリガナ 商号又は名称		② フリガナ 代表者 氏名		③ 代表者印			
④ 本社(本店)		〒□□□-□□□□		電話 () F A X () メールアドレス ホームページ URL			
⑤ 契約委任先		住所 〒□□□-□□□□		電話 ()			
名称		氏名		F A X ()			
⑥ 取引希望種目	物品取引希望種目		役務取引希望種目		役務許認可の有無		
	第1希望		第1希望				
	第2希望		第2希望				
	第3希望		第3希望				
			第4希望				
			第5希望				
		第6希望					
⑦ 営業又は種目は取扱い品名				⑧ 営業担当者			
				部署名 フリガナ 職氏名 電話 () f a x () メールアドレス			
				⑨ 契約使用印鑑(印影)			
				⑩ 消費税法に規定する課税業者・免税業者の別			
				課税業者 免税業者			
⑪ 経営の規模	⑪ 自己資本の額	法人	資本金合計		うち資本金		
	個人	イ 元入金	ロ 前年利益	ハ 事業主借	ニ 事業主貸		
		円	円	円	円		
		計		円			
⑫ 機械設備の額	⑫ 機械装置類		車両運搬具類		工具器具備品類		
	円		円		円		
		計		円			
⑬ 営業年数	創業		現組織へ変更		通算営業年数		
	年 月 日		年 月 日		年 月 日		
				⑭ 従業員数	人		
⑮ 決算状況	製造販売等実績高(直近の決算期)		自 年 月 日		流動比率 流動資産 = _____ = _____ % 流動負債		
			至 年 月 日				
	総売上	製造	円				
		物品	円				
		役務	円				
合計	円						
上記のうち県との取引額		円					
⑯ 主要契約品先	国及び地方公共団体		⑰ 機械設備	機種		性能	台数
	その他一般(過去2年分)						
取引金融機関							

訓 令

山梨県訓令甲第一号

出 本
先 庁
機 関

山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県行動計画推進本部規程（平成十九年山梨県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（本部長等）」に改め、同条第一項中「に本部長」の下に「、本部長代理」を加え、同条第二項中「知事を」の下に「、本部長代理は副知事を」を加える。

第四条に次の一項を加える。

4 本部長に事故があるときは、本部長代理がその職務を代理する。

別表第一中「副知事 知事補佐官」を「副知事」に改める。

別表第二企画部の項中「企画部次長 県民室次長 企画課長」を「企画部次長」に改め、同表商工労働部の項中「商工労働部次長」を「商工労働部次長 産業立地室次長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二号

出 本
先 庁
機 関

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表中七の項及び八の項を削り、六の項を八の項とし、四の項及び五の項を削り、同表三の項中「果樹食品流通課」を「農産物販売戦略室」に改め、同項を同表七の項とし、

同表二の項を同表五の項とし、同項の次に次の一項を加える。

五 観光資源課	富士山の環境保全の推進に関する業務	南都留郡富士河口湖町船津
---------	-------------------	--------------

別表中一の項を三の項とし、同項の前に次の二項を加える。

一 世界遺産推進課	世界遺産登録に係る普及啓発業務及び相談業務	南都留郡富士河口湖町船津
二 税務課	市町村との共同による個人住民税等の滞納整理業務	笛吹市石和町広瀬

別表中三の項の次に次の一項を加える。

四 県立病院経営企画室	県立病院の地方独立行政法人化に関する業務	甲府市富士見一丁目
-------------	----------------------	-----------

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第三号

出 本
先 庁
機 関

山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令

山梨県電子情報処理管理規程（平成十九年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項第二号中「新行政システム課長」を「行政改革推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令甲第四号

本 庁

庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令

庁内統計調査事務調整規程（昭和二十九年山梨県訓令甲第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号を次のように改める。

- 一 山梨県統計調査条例（平成二十年山梨県条例第五十号）第二条第一項に規定する
県統計調査（第五条及び第六条において「県統計調査」という。）
 - 二 統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第五項に規定する統計調査のうち国の
行政機関その他の者から委託を受けて行うもの
第二条第二項中「課長」を「課室長」に改め、「、同規則第十四条の二第五項に規定
する課長」を削る。
 - 第三条中「課長」を「課室長」に、「実施しよう」を「行おう」に改める。
 - 第四条中「課長」を「課室長」に改める。
 - 第五条中「課長」を「課室長」に、「その旨及び」を「その」に改める。
 - 第六条中「課長」を「課室長」に、「遵守しなければならない」を「当該結果と併せて
公表しなければならない」に改め、同条各号を次のように改める。
 - 一 調査の名称及び目的
 - 二 調査対象の範囲
 - 三 報告を求めた事項及びその基準となつた期日又は期間
 - 四 報告を求めた者
 - 五 報告を求めるために用いた方法
 - 六 報告を求めた期間その他必要な事項
 - 第七条中「実施することとなつた」を「第三条の規定による通知を受けた」に、「別
記様式」を備え、「を」別記様式（）に「に改める。
 - 第八条中「企画県民局長」を「企画部長」に改める。
- 別記様式を次のように改める。

別記様式（第7条関係）

統計調査台帳

台帳番号

調査の名称	登載年月日	平成 年 月 日
調査の種類	1 県の調査 <input type="checkbox"/> 県基幹統計調査 <input type="checkbox"/> 県基幹統計調査以外の県統計調査 2 国の調査 <input type="checkbox"/> 基幹統計調査 <input type="checkbox"/> 一般統計調査 3 <input type="checkbox"/> その他の者から委託を受けて行う調査調査	
公示年月日		
担当課（室）名		
調査の目的		
調査対象	対 象 : <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> その他（ ） 数 : 選定の方法 : <input type="checkbox"/> 全 数 <input type="checkbox"/> 無作為抽出 <input type="checkbox"/> 有意抽出 属性的範囲 : 地域的範囲 :	
調査事項（報告を求める事項）		
調査の基準となる期日又は期間		
調査の実施期間又は調査票提出期限		
調査周期		
調査系統（組織）		
調査方法	<input type="checkbox"/> 調査員調査 <input type="checkbox"/> 郵送調査 <input type="checkbox"/> オンライン調査 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
集計機関		
集計事項		
公表の方法		
公表の時期		
備考		

附則
この訓令は平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第五号

本 庁
出 先 機 関
山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年三月三十一日 山梨県知事 横 内 正 明

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令

山梨県青少年総合対策本部規程（昭和五十八年山梨県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「青少年課」を「社会教育課」に改め、同条第四項中「青少年課長」を「社会教育課長」に、「青少年課長補佐」を「社会教育課総括課長補佐」に改め、同条第五項中「青少年課」を「社会教育課」に改める。
別表第二中「県民生活課長」を「県民生活・男女参画課長」に、「青少年課長 児童家庭課長」を「児童家庭課長 障害福祉課長 衛生薬務課長」に、「職業能力開発課長」を「産業人材課長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第六号

本 庁
出 先 機 関
山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年三月三十一日 山梨県知事 横 内 正 明

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程（昭和三十一年山梨県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。
別表中六の項を削り、七の項を六の項とし、八の項から十二の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第七号

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局
山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年三月三十一日 山梨県知事 横 内 正 明

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「次長又は主幹」を「主幹」に、「配置された主幹」を「配置された次長、立地推進監又は主幹」に改め、「男女共同参画推進センター館長」及び「男女共同参画推進センターの副館長」を削る。
第十四条第一項中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十四条第一項の改正規定は、同年五月二十一日から施行する。

山梨県訓令甲第八号

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局
山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年三月三十一日 山梨県知事 横 内 正 明

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山梨県職員安全衛生管理規程（昭和四十九年山梨県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。
令達先中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。
第一条中「傷い疾病」を「負傷又は疾病」に改める。

第二条第一項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改め、同条第三項中「山梨県部制条例」を「山梨県部等設置条例」に改め、「及び」の下に「局並びに」

を加え、同条第四項中「の規定により設置された課、同条第三項の規定により設置された秘書課、同規則第七条の二第一項の規定により設置された総合政策室、同規則第七条の三第一項の規定により設置された課及び同規則」を、「第七条の二第一項、第七条の三第一項及び」に、「地方労働委員会事務局」を、「労働委員会事務局」に改める。
 「第九条の二第一項中「企画部にあつては秘書課を、商工労働観光部」を、「商工労働部」に、「地方労働委員会事務局」を、「労働委員会事務局」に改め、同条第二項中「出納局」を、「知事政策局及び出納局」に改める。
 第十一条の表を次のように改める。

種別	検査項目	
	定期健康診断	結核検査
生活習慣病 検診	イ 問診 尿検査 八 血圧測定 二 血中脂質検査 ホ 心電図検査 ヘ 眼底力メラ検査	イ 問診 身長、体重、腹囲、視力 八 尿検査 二 血圧測定 ホ 保健指導
	イ 問診 尿検査 八 血圧測定 二 血中脂質検査 ホ 心電図検査 ヘ 眼底力メラ検査	イ 問診 身長、体重、腹囲、視力 八 尿検査 二 血圧測定 ホ 保健指導
肝機能検査	イ 一次検査 問診 胸部エックス線間接撮影	イ 一次検査 問診 胸部エックス線直接撮影
血糖検査	イ 一次検査 問診 胸部エックス線間接撮影	イ 一次検査 問診 胸部エックス線直接撮影

種別	検査項目	
	定期健康診断	結核検査
生活習慣病 検診	イ 問診 尿検査 八 血圧測定 二 血中脂質検査 ホ 心電図検査 ヘ 眼底力メラ検査	イ 問診 身長、体重、腹囲、視力 八 尿検査 二 血圧測定 ホ 保健指導
	イ 問診 尿検査 八 血圧測定 二 血中脂質検査 ホ 心電図検査 ヘ 眼底力メラ検査	イ 問診 身長、体重、腹囲、視力 八 尿検査 二 血圧測定 ホ 保健指導
肝機能検査	イ 一次検査 問診 胸部エックス線間接撮影	イ 一次検査 問診 胸部エックス線直接撮影
血糖検査	イ 一次検査 問診 胸部エックス線間接撮影	イ 一次検査 問診 胸部エックス線直接撮影

第十八条第二項中「指定感染症又は同条第七項」を、「五類感染症、同条第七項の新型インフルエンザ等感染症、同条第八項の指定感染症又は同条第九項の」に改める。
 別記様式を次のように改める。

貧血検査	貧血検査
聴力検査	聴力検査
胃集団検査	イ 問診 胃エックス線間接撮影
肺がん検査	イ 問診 胸部エックス線間接撮影の再読影 八 喀痰検査
子宮がん検査	イ 問診 子宮がん検査
乳がん検査	イ 問診 乳がん検査
特別業務従事者検診	総括安全衛生管理者が定める。
海外派遣職員健康診断	総括安全衛生管理者が定める。
総括安全衛生管理者が 要とする検診	総括安全衛生管理者が定める。

事務長印	副所長印	
第五	第四	工学研究機構 事務局長印
二十 一 ミリメ 一 ト ル 平 方	二十 一 ミリメ 一 ト ル 平 方	に、
一般文書用	一般文書用	山梨県 センター 副館長印
を		山梨県立 大学 (学校) 事務局長印
山梨県環境科学 研究所 副所長印		に、
		山梨県総合理 工学研究機構
		山梨県 ター(

	山梨県 事務所税 務出納員印	第四 二十 一 ミリメ 一 ト ル 平 方
	を	一般文書用
	山梨県総合 県税事務所税 務出納員印	に改め、同表税務出納員の項中
		に、「総合税事務所及び自動車税事務所」

を「総合県税事務所」に改め、同表県印の項中「富士・東部地域県民センター」北都留総務課用」を「富士・東部建設事務所」に、「中北地域県民センター」峡中総務第一課用」を「中北保健福祉事務所」に、「九 中北地域県民センター」峡中総務第二課用」を「九 中北建設事務所」に改める。

十 峡南建設事務所身延管理課用
十一 総合県税事務所用
十二 中央児童相談所用

附則
この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県訓令第十一号

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

出先機関 本庁

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番